

お知らせ

一部負担金の徴収猶予及び免除ができます
 災害や失業など特別な理由により、一時的に生活が困難となった世帯（審査があります）は、申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の支払いを遅らせることができます。なお、収入が生活保護基準以下であれば入院（保険外は除く）による一部負担金の免除ができます。

納付書は世帯主あてに
 国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

国民健康保険料の納付は10回です
 国民健康保険料は、年度単位（4月～翌年3月）で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付してください。また、一部の人は、公的年金から保険料を納付していただきます。納付方法については、6月中旬に発送します納付通知書に記載します。

国民健康保険料の納付は10回です
 国民健康保険料は、年度単位（4月～翌年3月）で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付してください。また、一部の人は、公的年金から保険料を納付していただきます。納付方法については、6月中旬に発送します納付通知書に記載します。

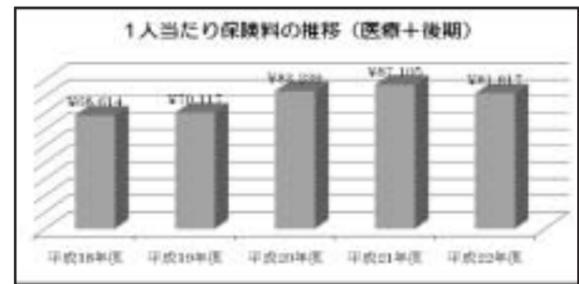
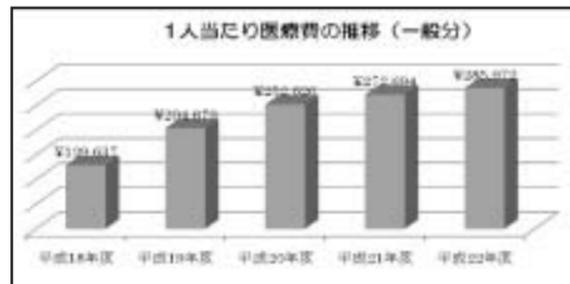
非自発的失業者の人は保険料が軽減されます
 リストラなど、会社都合で離職され、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

国民健康保険料を軽減します
 一定の所得以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を軽減（7割・5割・2割軽減）しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。所得のない人も申告が必要となります。申告をされていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

■長浜市の国保の現状

国民健康保険（国保）は、他の健康保険に比べ、比較的所得の少ない人が多く、苦しい財政運営が続いています。このまま医療費が増え続けると、国保財政がさらに悪化し赤字決算となることも予想されます。

景気低迷が続き、今後も医療費や保険料負担が生活をさらに圧迫しかねない状況ですが、保健事業や医療費の適正化を積極的に推進し、財政健全化に向けて努力しています。



■保険料は納期内に納めましょう

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。（詳しくは、納付通知書をご覧ください。）
 また、未納が続くと、有効期間が短い（6か月）被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証（※注）の交付や人間ドックの助成が受けられません。

納期内納付にご協力ください。
 ※注 「限度額適用認定証」：入院時、医療機関窓口で支払う自己負担分が高額療養費の限度額までになる証明書です。

☎保険医療課（☎65-6512）、☎税務課（☎65-6508）、☎各支所福祉生活課

お知らせ

保険料率を据え置きます

さらに進む高齢化と医療技術の高度化などにより、医療費は年々増加しています。

皆さんの医療費（自己負担分を除く7割分）は、保険料と国や県からの補助金などで賄われており、安心して医療を受けていただくためには、増加する医療費に見合うだけの保険料の確保が必要です。

平成24年度の保険料率は、前年所得の状況や今後の医療費の見込みをもとに算定した結果、平成23年度の料率のまま据え置くこととしました。

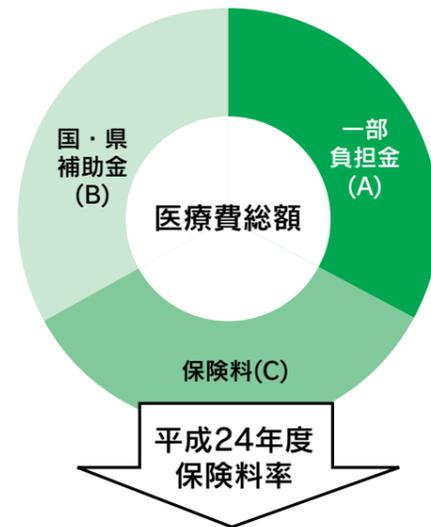


しがの国保マスコット
ホーブちゃん

国民健康保険料の料率を決定しました

■保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計します。そこから皆さんが病院などで支払う一部負担金（A）と国や県からの補助金（B）などを差し引いた分が保険料（C）の必要額になります。必要な保険料を加入者に公平な負担割合で所得割・均等割・平等割に振り分けて料率を決定します。



■1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数と料率を掛け、平等割を加算することにより世帯の保険料額が決まります。

＜参考＞

加入者が2人でその総所得の合計が130万円（市国保被保険者の平均額）の世帯の場合、1年間の保険料は176,350※円となります。

※＜参考＞の保険料は、130万円から33万円（基礎控除）を控除した額で算定しています。なお、介護分は含んでいません。

	医療分※1	後期分※2	介護分※3
所得割額	7.00%	2.50%	1.90%
均等割額	22,100円	7,700円	8,800円
平等割額	18,500円	6,100円	5,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

- ※1 医療分 医療給付費（医療に係る費用の7割相当分）に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 後期分 後期高齢者（75歳以上の人）の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分 介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人（介護保険の第2号被保険者）に負担していただきます。